

弁護士 井上 洋一

# 愛三事務所便り



連絡先：〒445-0853  
愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階  
電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222  
e-mail：inoue@aisan-law.jp

## 長時間労働が原因!? 精神障害の 労災請求件数が過去最多

### ◆「心の病」での 労災請求が過去最高

厚生労働省が 2014 年度の  
労災補償状況を公表し、うつ  
病などの「心の病」で労災請  
求をした人が 1,456 人（うち  
認定者 497 人、自殺・自殺未  
遂者 99 人）で、前年度より  
も 47 件増え、支給決定件数  
（497 件）とともに統計開始  
以来最高となったことがわ  
かりました。

また、脳・心臓疾患で労災  
認定された人も 277 人で、前  
年度からは減少しましたが、  
ここ数年 300 人前後の高止  
まりが続いています。

### ◆精神障害に関する 事案の状況

請求件数を業種別でみる  
と、「製造業」245 件、「医  
療・福祉」236 件、「卸売業・  
小売業」213 件の順に多く、  
支給決定件数は、「製造業」  
81 件、「卸売業・小売業」71  
件、「運輸業・郵便業」63 件  
の順に多くなっています。

また、年齢別の請求件数  
（カッコ内は支給決定件数）

では、「40～49 歳」454 件  
（140 件）、「30～39 歳」419  
件（138 件）が多くなってい  
ます。

### ◆月 80 時間以上の残業を 行っていた人は約 4 割

労災認定者 497 人のうち、  
厚生労働省が過労死のリス  
クが高まると位置付ける「過  
労死ライン」の残業時間（月  
80 時間以上の残業）を超えた  
人は 201 人（前年比 57 人増）  
でした。

このうち、160 時間以上の  
残業は 67 人（前年比 36 人増）  
で、長時間労働による過労の  
実態が浮かび上がりました。

### ◆長時間労働やストレスを 減らす工夫が必要

心の病になっても労災が  
認定される人は限られてお  
り、その実態はより深刻な可  
能性があると考えられます。

職場全体で「長時間労働削  
減」に取り組み、「ストレス  
を軽減できるような環境づ  
くり」が大切と言えるでしょ  
う。

## 「建設業の社会保険 未加入問題」と 今後の政府の対応

### ◆厚労省への通報が 約 1 万 8,000 件！

国土交通省は、平成 24 年  
11 月から平成 27 年 3 月末ま  
での建設業許可行政庁による  
社会保険等加入状況の確認・  
指導件数の状況を公表しま  
した。建設業許可申請、経  
営事項審査申請、立入検査等  
の累計申請件数 31 万 413 件  
のうち、3 万 9,177 件  
（12.6%）が加入指導の対象  
となりました。

加入指導を受けた業者の  
うち 1 万 3,710 件（35.0%）  
は加入しましたが、1 万  
8,080 件（46.1%）は加入し  
なかったため、厚生労働省の  
担当部局へ通報されました。  
なお、7,387 件（18.9%）は  
指導中または加入確認待ち  
となっています。

通報された業者は加入指  
導を受け、それでも加入しな  
い場合は建設業許可部局か  
ら建設業法に基づく指示処  
分が出され、最終的には営業  
停止処分が行われることにな  
っています。

### ◆平成 29 年度までに 加入率 100%目標

近年、建設業では下請企業  
を中心に、法定福利費（社会  
保険料）を適正に負担しない  
企業があり、また、技能労働  
者の処遇の低さ、若年入職者  
の減少が問題となっていま  
す。

こうしたなか国土交通省  
は、社会保険未加入対策とし  
て平成 24 年 11 月から加入指  
導を強化し、平成 29 年度ま  
でに「加入率 100%」の目標  
を達成するため、以下の取組  
みを行っています。

- ・建設業許可部局における建  
設業許可・更新申請および  
経営事項審査ならびに立  
入検査時に加入状況を確認  
し未加入業者に対し加入  
指導を実施
- ・加入指導に従わない場合は  
厚生労働省の社会保険等  
担当部局へ通報
- ・国土交通省直轄のすべての  
工事において、下請業者の  
加入状況を確認し未加入  
業者がある場合には建設  
所管部が加入指導を実施

### ◆今秋より加入指導の 事前通知を送付

国土交通省は、来年 1 月以  
降に更新期限を迎える未加  
入業者に対し「事前加入指導  
通知」を送付し、今秋以降に

前倒して加入指導を実施す  
ることを決定しました。

また、新規に許可申請した  
際に未加入であったり、発注  
部局から建設業許可部局に  
通報があったりした場合は、  
直ちに厚生労働省に通報す  
るとのことです。

## 8 月の税務と労務の手続 提出期限 [提出先・納付 先]

### 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特  
別徴収税額の納付 [郵便  
局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取  
得届の提出<前月以降に  
採用した労働者がいる場  
合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開  
始届の提出<前月以降に  
一括有期事業を開始して  
いる場合> [労働基準監  
督署]

### 31 日

- 個人事業税の納付<第 1  
期分> [郵便局または銀  
行]
- 個人の道府県民税・市町  
村民税の納付<第 2 期分  
> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

- 日雇健保印紙保険料受払  
報告書の提出 [年金事務  
所]
- 労働保険印紙保険料納  
付・納付計器使用状況報  
告書の提出 [公共職業安  
定所]
- 外国人雇用状況報告（雇  
用保険の被保険者でない  
場合）<雇入れ・離職の  
翌月末日> [公共職業安  
定所]

## 当事務所よりひと言

うだるような暑さが続い  
ておりますが、皆様いかが  
お過ごしでしょうか？

夏は川や海にお出かけに  
なる方も多いと思えます  
が、水の事故には是非気を  
つけていただきたいと思います。

私は、労働安全衛生の関  
係で、潜水士の免許を取得  
しておりますが、潜水士の  
勉強をするまでは、海や川  
の恐ろしさを軽視していた  
部分があります。

生身の人体には、海や川  
の水力は絶大な影響を与え  
ますので、十分に配慮して  
過ごしてください。